

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年11月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

(2) 代表者の氏名

石野 富志三郎

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区西ノ京東中合町2番地 京都市聴覚言語障害センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は,聴覚障害者及び関係者に対して,聴覚障害者への情報提供を行う施設及び情報支援を行う団体等と連絡提携をはかり,よりよい情報ネットワークを構築して,聴覚障害者支援に関する事業,聴覚障害者福祉に携わる人材の育成事業を行い,聴覚障害者の生活自立と社会参加並びに生活・文化の向上に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年11月15日

(文化市民局地域自治推進室)